総 財 地 第 145 号 令和 3 年 8 月 19 日

総務省自治財政局長

「令和3年度地方債同意等基準運用要綱」の一部改正について(通知)

このたび、「令和3年度地方債同意等基準運用要綱について」(令和3年4月1日付け総財地第17号・総財公第58号・総財務第42号総務副大臣通知)を別紙のとおり改めましたので、お知らせします。

おって、貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いします。

令和3年度地方債同意等基準運用要綱(改正後)

## 第一 協議等手続に関する事項

- 一 (略)
- 二 対象事業に関する事項
  - 1 通常収支分
  - 一 一般会計債

 $(1)\sim(5)$  (略)

(6) 一般単独事業

① $\sim$ ② (略)

- ③ 防災対策事業
  - ア 防災基盤整備事業は、消防防災施設整備事業、浸水想定等区域 移転事業及び消防広域化及び消防の連携・協力関連事業であり、 具体的には次の事業を対象とするものであること。
    - (7) 消防防災施設整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域 防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次 の施設の整備に関する事業を対象とする。

 $a \sim g$  (略)

- h 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設(地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)(危機管理担当執務室を含む。)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等)
- i 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出

令和3年度地方債同意等基準運用要綱(現行)

第一 協議等手続に関する事項

- 一 (略)
- 二 対象事業に関する事項
  - 1 通常収支分

一 一般会計債

 $(1)\sim(5)$  (略)

(6) 一般単独事業

① $\sim$ ② (略)

- ③ 防災対策事業
  - ア 防災基盤整備事業は、消防防災施設整備事業、浸水想定等区域 移転事業及び消防広域化及び消防の連携・協力関連事業であり、 具体的には次の事業を対象とするものであること。
    - (ア) 消防防災施設整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域 防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次 の施設の整備に関する事業を対象とする。

 $a \sim g$  (略)

(新設)

(新設)

動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等)

- i 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- k 緊急消防援助隊の編成に必要な施設
- 1 消防団に整備される施設(消防団活動を行うにあたり必要となる指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等)
- m 消防水利施設
- n 初期消火資機材
- <u>o</u> 消防本部又は消防署に整備される施設(高規格救急自動車等で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両等)
- <u>p</u> 消防防災情報通信施設
- <u>q</u> 実践的訓練設備(模擬消火訓練装置(AFT)及び実火災体 験型訓練装置(ホットトレーニング))

 $(1) \sim (1)$  (略)

イ~オ (略)

- ④ (略)
- ⑤ 緊急防災·減災事業
  - ア 緊急防災・減災事業については、次に掲げる事業を対象とする ものであること。
    - (ア) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備  $a \sim g$  (略)
      - h 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設

- h 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- i 緊急消防援助隊の編成に必要な施設
- j 消防団に整備される施設(消防団活動を行うにあたり必要 となる指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達シス テム等)
- k 消防水利施設
- 1 初期消火資機材
- <u>m</u> 消防本部又は消防署に整備される施設(高規格救急自動車等で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両等)
- n 消防防災情報通信施設
- <u>o</u> 実践的訓練設備(模擬消火訓練装置(AFT)及び実火災体 験型訓練装置(ホットトレーニング))

 $(1) \sim (1)$  (略)

イ~オ (略)

- ④ (略)
- ⑤ 緊急防災·減災事業
  - ア 緊急防災・減災事業については、次に掲げる事業を対象とする ものであること。
    - (ア) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備  $a \sim g$  (略)

(新設)

(地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害 対策本部事務局室 (オペレーションルーム) (危機管理担当 執務室を含む。)、応援職員のための執務室、一時待避所、物 資集積所等)

- i 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等)
- j 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- <u>k</u> 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助 隊の機能強化を図るための車両資機材等
- 1 消防団に整備される施設(消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等)のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備(消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等)
- <u>m</u> 消防水利施設
- n 初期消火資機材

(イ)~(オ) (略)

イ~ウ (略)

 $(7)\sim(9)$  (略)

(7)~(10) (略)

□~(出) (略)

2 (略)

第二~第五 (略)

(新設)

- h 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- <u>i</u> 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助 隊の機能強化を図るための車両資機材等
- j 消防団に整備される施設(消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等)のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備(消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等)
- k 消防水利施設
- 1 初期消火資機材

(小)~(木) (略)

イ~ウ (略)

 $(7)\sim(9)$  (略)

(7)~(10) (略)

二~(H) (略)

2 (略)

第二~第五 (略)